長崎県立大村工業高等学校　野球部ＯＢ会規約

第一章　名称

第１条　本会は、大村工業高校野球部ＯＢ会と称する。

第二章　所在地

第２条　本会の所在地を以下に置く。

長崎県立大村工業高等学校

〒856-0815 長崎県大村市森園町 1079 番地３

第三章　目的

第３条　本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とし、あわせて母校野球部の発展のために援助を行う。

第四章　事業内容

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 現役及びＯＢ会員との連絡を密にするための名簿を作成する。

   ※補足　名簿の作成については、現住所・連絡先等が明確である者に限り記載する。

2. 現役の強化を目的とした物質的援助を行う。

   ※補足　年間に於ける各大会時にボール・バット等の必要な道具を主体に援助を行う。

3. 会員相互の親睦を図るための会の運営

   ①　ＯＢ会総会（親睦会）年１回(ＧＷの時期で開催)

   (保護者会及び現役・ＯＢ野球部の部長・監督も含む)

   ②　その他　本会達成に必要な事業を行う。

第五章　会員

第５条　本会の正会員は、大村工業高等学校の同窓会員をもって組織し、野球部員は卒業をもってＯＢ会に入会する。

第６条　本会の特別会員として、母校野球部歴代の部長・監督及び現役野球部の部長・監督とする。

第六章　役員

第７条　本会に次の役員を置く。

1. 会長　１名
2. 副会長　２名
3. 幹事　２名
4. 庶務・会計　１名
5. 会計監査　２名
6. 相談役　１名

第 8 条　本会について、会長・副会長は総会において選出し、その他の役員は会長の委嘱とする。

第 9 条　本会の役員の任期は３年とし、再任は妨げない。

第 10 条 本会の事務局は、事務局長主導のもと同年度のＯＢ会員と連絡を取り合いながら、名簿作成に協力する。

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に不慮の事態が発生した場合は、これを代行する。

第 12 条 本会は役員会を定期的に開催し、事業運営の円滑な実行に努める。

第七章　会計

第 13 条 本会を運営するにあたり、経費収入を次のとおりとする。

1. 年会費　１口　3,000 円
2. 寄付金、その他収入

第 14 条 本会の会費徴収時期については毎年度 4 月とし、納入方法は役員会にて立案し徴収する。会員はこれに協力する。

第 15 条 会計年度は原則として、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

会計報告は、総会時に於いて報告を行う。

第八章　付則

第 16 条 本会員の情報の取扱いについては次のとおりとする。

1. 会員情報の利用については、ＯＢ会運営上で発生する会員への連絡が必要な場合に限る。
2. 事務局は会員からの連絡に従って、適正に会員情報を取得及び変更し、管理を行うが、新・再会員の情報については、母校及び同窓会から提供を受けるものとする。
3. 会員情報については、個人情報であるため、本会員以外の部外者に開示してはならない。

第 17 条 本会規則は、平成 28 年 7 月から暫定的に施行し、平成 29 年 3 月までの間で事業運営を行い、平成 29 年 4 月から正式施行とする。